

均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人市民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されました。

均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」（地方税法第312条第6項～第8項）

資本金等の額（地方税法第292条第1項第4号の5）

≪改正前≫ 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額

≪改正後≫（平成27年4月1日以後に開始する事業年度）
法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額
ただし、無償増資※1、無償減資等による欠損填補※2を行った場合は、調整後の金額

※1 無償増資

平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する

※2 無償減資等による欠損填補

・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資（金銭その他の資産を交付したものを除く）による欠損の填補を行った場合及び資本準備金の減少による資本の欠損の填補を行った場合、欠損の填補に充てた金額を控除する

・平成18年5月1日以後に、剰余金による損失の填補を行った場合、損失の填補に充てた金額を控除する

この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから一年以内に損失の填補に充てた金額に限る

資本金等の額※と資本金＋資本準備金との比較（地方税法第312条第6項～第8項）

上記の調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。

資本金等の額※が大

資本金等の額※

⇒ 税率区分の基準

∨

資本金＋資本準備

資本金＋資本準備金が大

資本金等の額※

∧

資本金＋資本準備金

⇒ 税率区分の基準

※ 資本金等の額＝ 無償増資，無償減資等による欠損填補を調整後の金額

予定申告の経過措置

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。